

飛騨市スポーツ活動充実交付金

市では、ジュニアスポーツ活動を支援する補助制度を設けています

対象となる団体

- 飛騨市スポーツ少年団に加入する「各単位団」
- 中学校部活動の運動部
- 飛騨市地域クラブ活動実証事業の実証団体に認定された団体

対象経費

団体のスポーツ活動の幅が広がる、あるいは選手のモチベーション向上等に繋がる活動経費

- 練習等に使用する消耗品費
- 練習等に使用する機械器具購入費
- 試合等に使用するユニフォーム購入費
- 練習試合や市外遠征等に要する経費

※ 飲食に係る費用等は対象外



交付額

当該年度7月1日現在の団体登録人数一人当たり7,000円まで

- ※ 飛騨市に住所を有し、現に居住している小中学生が対象
- ※ 実績額に100円未満の端数がある場合は切り捨てた額を交付額とする
- ※ 複数団体に所属する選手は、いずれか一方または各団体で折半とする（団体間で調整）
- ※ 複数事業がある場合、申請及び実績報告は一度にまとめて行うものとする
- ※ 一人当たりの金額は年度によって変動する可能性あり

交付手順などは裏面でご確認ください

手続きのスケジュール

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

事前
着手
届の
提出

基準
日（7月1日）
地域
クラブ
等団体
申請書
提出※

交付
申請
書を
提出

実績
報告
書の
提出

実績
報告
書の
提出
期限



申請方法

①事前着手届（該当者のみ）

やむを得ず基準日より前に支出がある場合は必ず着手前に提出。

②地域クラブ等団体申請書（スポ少、運動部部活動以外）（7月中）

地域クラブ活動実証団体等は提出が必要です。

③交付申請（7～8月を目安）

補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、団体登録者一覧表の提出。

注）複数団体に所属する選手分は折半または一方のみか予め確認ください。

注）支払後の交付申請は対象外となりますので、ご注意ください。

④交付決定書を受領後、事業計画の支出を行う。

⑤実績報告（2月末メ切）

実績報告書に領収書等の写し、写真、大会要項等を添付して提出。

⑥補助金額確定通知書を受領したら、補助金交付請求書を提出。

注）口座は申請団体の口座を指定してください。

〔問い合わせ先・提出先〕

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所スポーツ振興課 ※河合・宮川振興事務所、神岡町公民館窓口への提出可

TEL:0577-62-8030 FAX:0577-73-7497

E-mail:sportshinkou@city.hida.lg.jp